



加賀市緑化推進条例
—開発行為における緑化基準—
「わたしたちがつくる 水と森のふるさと」をめざして



加賀市緑化推進条例

一 開発行為における緑化のてびき一

目 次

I	緑化の目的	2
1	開発行為における緑化	
2	届出の対象	
3	用語の定義	
II	開発行為における緑化の基準	3
1	植栽場所の配置	
2	基本的な植栽本数	
3	基本的な樹木等の種類	
III	加賀市の自然植生	6
1	加賀市の各潜在植生域における植生適正種一覧	
2	地域別自然植生別リスト、地域別生活別リスト	
	(届出様式)	8
	緑の計画書（加賀市緑化推進条例施行規則 様式第1号）	

I 緑化の目的

はじめに

加賀市では、「私たちがつくる 水と森のふるさと」にふさわしいまちづくりを進めていくため、地域の生活や歴史・文化の中で養われたみどりを守り育てるとともに、都市活動の中で創られる様々なみどりが地域のみどりと組み合わせられ、まちの活力と自然が調和した風景のあるまちづくりを目指します。

これまでは、個々の開発の過程で創出されてきたみどりは、質・量ともに必ずしも周辺環境や自然の風景に十分に配慮された計画がなされてきたとは言えません。

今後は、一定規模以上の開発についても遠くに望む山並みや田園の風景、まちのみどりと調和した風景が形成されるよう働きかけていきます。

1 開発行為における緑化

「加賀市緑化推進条例」では、開発行為における緑化について次のとおり規定しています。

- (1) 市長は、開発行為における緑化基準を定めること（第13条）
- (2) 開発行為者は、緑化基準に適合した「緑の計画書」を届出ること（第14条）
- (3) 市長は、「緑の計画書」を届け出た者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる（第15条）

2 届出の対象

「緑の計画書」の届出が必要となる行為は、敷地面積が1,500㎡以上の開発行為です。

- ※ 開発行為とは、建築物等の建築を目的とした土地の区画形質の変更を言います。
このような行為を行う場合で、開発面積が1,500㎡以上になる場合は都市計画法第29条第1項の規定により市長の許可が必要になります。

3 用語の定義

- 緑化面積
既存樹木および植栽された樹木の垂直投影面積並びに敷地内の樹林地および植樹帯など樹木の生育のための自然地
- 緑化延長
敷地内において既存樹木および植栽された樹木、地被類等により連続し、または帯状に被われている延長。
- 高木
樹高3m以上（植栽時2m以上で、将来成長して4m以上となるもの）
- 中木
樹高1m以上3m未満の樹木。
- 地被類
芝、リュウノヒゲ、ササ類、シダ植物等の丈が低く地表面を覆う木本類及び草本類

Ⅱ 緑化の基準

開発行為における緑化基準として「植栽場所の配置」「基本的な植栽本数」「基本的な樹木の種類」の3項目について基準を定めます。

ただし、宅地の分譲を目的とする開発行為で、次のような理由により止むを得ない場合は、緑化基準が適用されない場合があります。

- ① 開発事業者と建築主が異なりかつ未定である
- ② 一宅地の敷地面積が小さい
- ③ 建築物や敷地の土地利用計画が定まっていない

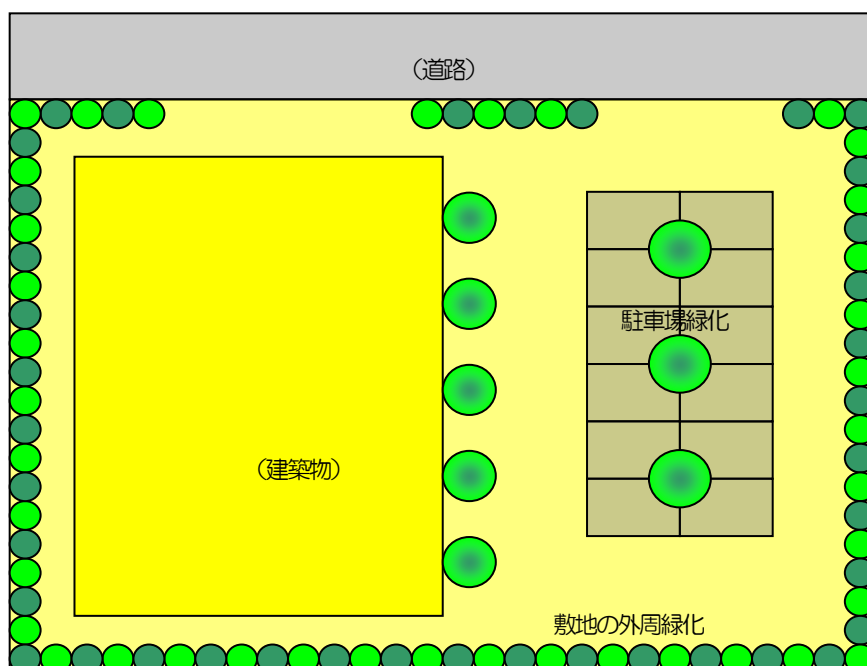
このような場合、開発事業者から土地購入者、建築主に積極的に緑化を図っていただくよう協力を依頼して下さい。

1 植栽場所の配置

樹木等の植栽場所は、建築物等が周囲のまち並みや風景と調和するよう、敷地周囲にあることとします。

【基準】

1. 建築物が四周から望見出来ることのないよう敷地の外周に植栽して下さい。
ただし、車両の出入口やショウウィンドウ等事業活動に支障のある箇所を除きます。
また、敷地に接して樹林地、山林等が有り建築物が周囲から望見できない場合など、周辺の状況によっては植栽場所から除外できることもあります。
2. 植樹帯の幅は樹木の成長を考慮し、幅1m以上で帯状のものとして下さい。
ただし、土地利用などの状況から植樹帯の幅が確保できない場合は幅1m以下、植樹柵などとして下さい。
3. 敷地の外周以外でも、建築物周辺や駐車場においても緑化に努めてください。
ただし、周辺の状況により緑化の必要性が低い、または敷地の状況により緑化が困難と認められる場合はこの限りではありません。



イメージ図



商業施設の周囲の設けられたみどり



工場の周囲の設けられたみどり



外周緑化 将来イメージ



駐車場緑化 将来イメージ

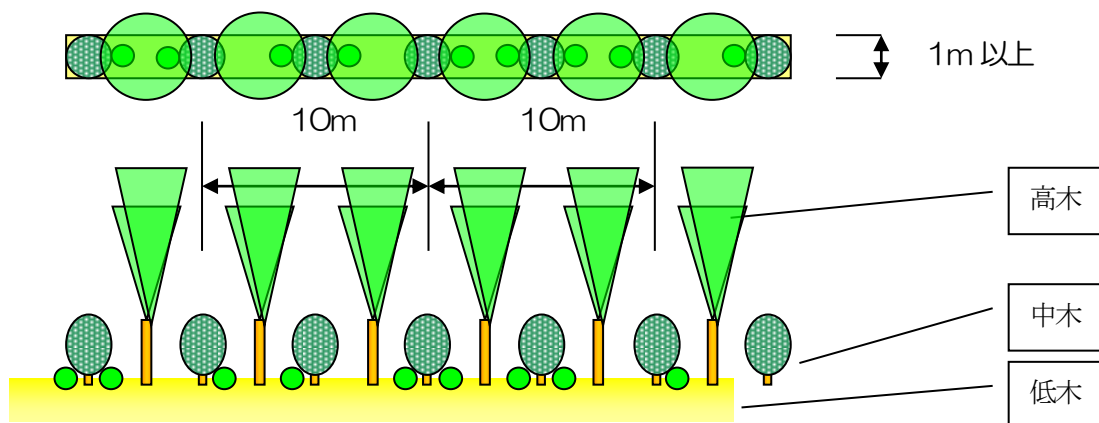


2 基本的な植栽本数

植栽本数は、高木を主体とし、樹木の成長時には葉張が重なり合うようになる本数や間隔を基本とします。

【基準】

1. 10m²当たり高木2本以上、中低木5本以上を基本とします。
2. 苗木を植栽する場合は、上記の2倍の本数を植栽してください。
ただし、周辺の状況、植栽スペースが確保できない場合はこの限りではありません。



《10m²当たり》

	高木	中低木
加賀市緑化推進条例	2本以上	5本以上
	(苗木) 4本	(苗木) 10本

3 基本的な樹木の種類

植栽する樹木等の種類は、地域の自然条件に適した樹種で、高木を主体とし中低木を混植することを基本とします。

【基準】

1. 植栽する樹種は、地域の自然条件に適した樹木を過半以上選定して下さい。
ただし、敷地の土壌条件や周辺の状況、もしくは自然条件に適した樹種が確保できないなど、止むを得ないと認められる場合はこの限りではありません。
「地域の自然条件に適した樹木」は、「Ⅲ 加賀市の自然植生」を参考にして下さい。

Ⅲ 加賀市の自然植生

1 加賀市の各潜在自然植生域における植栽適性種一覧

—加賀市の植生 2002. 3 p111 Tab.42を基礎に作成—

a	イノデ —タブノキ群集	高木層	タブノキ、スダジイ、モチノキ、ケヤキ、エノキ
		亜高木層	シロダモ、ヤブニッケイ、カクレミノ
		低木層	ヒメアオキ、ネズミモチ、ヤツデ、トベラ、ヒサカキ、シュロ、マサキ、ツルグミ
		(草本層)	イノデ、アスカイノデ、オニヤブソテツ、リョウメンシダ、ベニシダ、ヤマイタチシダ、ヤブラン、ナガバジャノヒゲ、オオバジャノヒゲ、ヤブコウジ、カラタチバナ、ツワブキ
b	ヤブコウジ —スダジイ群集	高木層	スダジイ、ウラジロガシ、コナラ、タブノキ、モチノキ
		亜高木層	シロダモ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、カクレミノ、ヒサカキ、ソヨゴ、サカキ
		低木層	ヒメアオキ、ネズミモチ、ヤツデ、トベラ、シュロ、マサキ、ヒサカキ、ツルグミ、チャノキ
		(草本層)	ヤブコウジ、テイカカツラ、キツタ、コバノカナワラビ、ベニシダ、ヤマイタチシダ、ヤブラン、ジャノヒゲ、ナガバジャノヒゲ、オオバジャノヒゲ、ツワブキ、トキワイカリソウ
c	ヒメアオキ —ウラジロガシ群集	高木層	ウラジロガシ、アカガシ、コナラ、スダジイ
		亜高木層	シロダモ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、モチノキ、サカキ、ソヨゴ
		低木層	ヒメアオキ、ネズミモチ、ヤツデ、シュロ、ヒサカキ、ツルグミ、チャノキ
		(草本層)	ヤブコウジ、テイカカツラ、キツタ、ベニシダ、ヤマイタチシダ、ヤブラン、ジャノヒゲ、ナガバジャノヒゲ、トキワイカリソウ、シュンラン、ツルアルドウス、ミヤマフユイチゴ
d	ムクノキ —エノキ群集	高木層	ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ミズキ、タブノキ
		亜高木層	シロダモ、ヤブニッケイ、モチノキ、ヤブツバキ
		低木層	ヒメアオキ、シュロ、ヤツデ、イボタノキ、チャノキ、ヒサカキ
		(草本層)	リョウメンシダ、クマワラビ、ヤブソテツ、ジャノヒゲ、ヤブラン、アスカイノデ、ビナンカズラ
e	マサキ —トベラ群集	高木層	
		亜高木層	
		低木層	トベラ、マサキ、ヒサカキ、クロマツ、モチノキ
		(草本層)	ツワブキ、オニヤブソテツ、ススキ、ネザサ、ヤブラン、ヤブコウジ、ウラシマソウ、アマドコロ、ビナンカズラ
f	チャボガヤ —ケヤキ群集	高木層	ケヤキ、ケンポナシ、ムクロジ、サウグルミ
		亜高木層	ヤマモミジ、ニガキ、エノキ、ウズミザクラ
		低木層	ハイイヌガヤ、ハイイヌツゲ、ヒメアオキ、ユキバタツバキ、ハナイカダ、ニフトコ、ウツギ、エゾアジサイ、ヤマブキ、マユミ、ムラサキシキブ、サンショウ、イボタノキ
		(草本層)	ミヤマカンスゲ、ニシノホンモンズスゲ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ヤブコウジ、アカソ、ウワバミソウ、イヌワラビ
g	クロモジ —ブナ群集	高木層	ブナ、ミズナラ、ナツツバキ、ハウチワカエデ、アカイタヤ、アズキナシ
		亜高木層	ヤマモミジ、マルバマンサク、タムシバ、コシアブラ、ウワミズザクラ、リョウブ、ヤマボウシ、コハウチワカエデ、アカガシ、ウラジロガシ、ソヨゴ
		低木層	ハイイヌガヤ、ハイイヌツゲ、ヒメアオキ、ユキバタツバキ、ヒメモチ、オオバクロモジ、ミヤマガマズミ、ホツツジ、ユキグニミツバツツジ、ダンコウバイ、ツクバネウツギ、キンキマメザクラ、コアジサイ、ムラサキマユミ
		(草本層)	シシガシラ、チマキザサ、ツルシキミ、ツルアリドウス、ヤブコウジ、ミヤマカンスゲ、ヒメカンスゲ、ツルリンドウ、イワガラミ

2 地域別・自然植生別樹種リスト

—石川の植栽樹種100選 社団法人石川の森づくり推進協会 2001.3.31 p16.18 を基礎に作成—

(ア) 地域別・自然植生リスト

南加賀

1	イノデ —タブノキ群集域	高木	タブノキ、ケヤキ
		亜高木	ヤブツバキ、ヤブニッケイ、シロダモ、モチノキ
		低木	ヒメアオキ、ヤツデ、マサキ、マユミ、ムラサキシキブ
		草本	ベニシダ、ヤブラン、ヤブコウジ、ジャノヒゲ、イノデ
2	ヤブコウジ —スダジイ群集域	高木	スダジイ、ウラジロガシ、アカシデ
		亜高木	ヤブツバキ、ヤマモミジ、コシアブラ、タカノツメ
		低木	ヤブツバキ、ヒメアオキ、ヒサカキ、ユキグニミツバツツジホツツジ
		草本	ヤブコウジ、ベニシダ、テイカカヅラ、ツルアリドウシ、ホソバカナワラビ
3	シキミ —モミ群集域	高木	モミ、タブノキ、スダジイ
		亜高木	モチノキ、ヤブツバキ
		低木	ヤブツバキ、ヒメアオキ、ヒサカキ、ネズミモチ
		草本	ヤブコウジ、ベニシダ、テイカカヅラ、ヤブラン
4	ヒメアオキ —ウラジロガシ群集域	高木	ウラジロガシ、ツクバネガシ
		亜高木	ヤマモミジ、アカシデ、ナツツバキ
		低木	ヒメアオキ、ヒサカキ、ウスギヨウラク、ヒュウガミズキ
		草本	ツルシキミ、タガネソウ
5	持続性ケヤキ林域		
6	チャボガヤ —ケヤキ群集域	高木	ケヤキ、アカイタヤ、ミズキ
		亜高木	ヤマモミジ、クマシデ、ケンボナシ、エゴノキ、キタコブシ、ウズミザクラ、キブシ
		低木	チャボガヤ、ハイイヌガヤ、ヒメアオキ、コマユミ、マユミ
		草本	ニシノホンジスゲ、ミヤマカンスゲ
	クロモジ —ブナ群集域	高木	ブナ、ミズナラ、イヌシデ
		亜高木	ヤマボウシ、コハウチワカエデ、リョウブ、コシアブラ、ウラジロノキ、ナツツバキ
		低木	マルバマンサク、ウスギヨウラク、ヒメアオキ、チャボガヤ、オオバクロモジ
		草本	タガネソウ、ツルアリドウシ

※持続性ケヤキ林域（ヤブツバキ—ケヤキ群落域）

イノデ—タブノキ群集などの照葉樹林が崖崩れなどで失われ、更新がおこなわれる際、遷移相としてケヤキ群落を経ることがある。この時、冬の季節風が強くあたる場所では、照葉樹林にまで到達できないでケヤキ群落のままにとどまる場合があり、これを持続性ケヤキ林という。また、その植生域を持続性ケヤキ林域という。

(イ) 地域別・生活形別リスト

南加賀

1	常緑広葉樹 (高木・亜高木)	タブノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、シロダモ、モチノキ、ウラジロガシ、スダジイ、ツクバネガシ
2	夏緑広葉樹 (高木・亜高木)	ケヤキ、アカシデ、ヤマモミジ、コシアブラ、タカノツメ、ナツツバキ、アカイタヤ、ミズキ、クマシデ、ケンボナシ、エゴノキ、キタコブシ、ウズミザクラ、キブシ、ヤマボウシ、エノキ、コハウチワカエデ、リョウブ、ウラジロノキ
3	常緑広葉樹 (低木)	ヒメアオキ、ヤツデ、マサキ、ヒサカキ、ネズミモチ
4	夏緑広葉樹 (低木)	ムラサキシキブ、ユキグニミツバツツジ、ホツツジ、ウスギヨウラク、ヒュウガミズキ、マユミ、コマユミ、マルバマンサク、オオバクロモジ
5	針葉樹 (高木)	モミ
6	針葉樹 (低木)	チャボガヤ、ハイイヌガヤ
7	草本層 (低木をふくむ)	ベニシダ、ヤブラン、ヤブコウジ、ジャノヒゲ、イノデ、テイカカヅラ、ツルアリドウシ、ホソバカナワラビ、ツルシキミ、タガネソウ、ニシノホンジスゲ、ミヤマカンスゲ

緑 の 計 画 書

加賀市長

あて

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

加賀市緑化推進条例第11条第1項（第14条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出を必要とする行為等	名 称			
	所 在 地	加賀市	町 番地	
		(緑化推進地区名:)		
	行為区分	ア 緑化推進地区内の建築行為（新築・増築・改築） イ 緑化推進地区内の工作物（新設・増設・改造） ウ 開発行為		
	行為規模	敷地又は区域の面積	m ²	
	敷地又は区域の外周の延長	m		
敷地又は区域の現況				
緑化計画	既存樹木	有（高木: 本、中低木 本） ・ 無		
	緑化位置・箇所			
	緑化面積・延長・幅員	面積	m ²	
		延長	m 幅員 m	
	緑化樹木等	高 木（樹種、本数）		
		中低木（樹種、本数）		
		地覆類（種、本数）		
		草 花（種、本数）		
	着手予定年月日	年 月 日		
	完了予定年月日	年 月 日		
緑の管理育成の方法				
備 考				

(添付書類)

図面等の種類	明示すべき事項
1 位置図	行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
2 現況図	行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図
3 現況写真	行為地の二方以上より撮影し、行為地及び周辺の状況が確認できる写真
4 行為計画図	行為の規模、構造等を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図及び構造図
5 緑化計画図	行為に係る敷地又は区域の緑化に関する計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図及び構造図

備考 1 図面には方位（立面図及び構造図を除く。）及び縮尺を記載すること。

2 届出書は、正1部、副1部提出すること。